

【韓国】 集団的自衛権の行使を認める閣議決定を糾弾する決議の採択

九州大学アジア太平洋未来研究センター助教 菊池 勇次

(本稿は、海外立法情報課が執筆を依頼したものである。)

* 2014年9月30日、韓国国会本会議において、日本政府の集団的自衛権の行使を容認する閣議決定を糾弾し、過去に対する謝罪と反省を求め、韓国政府の強硬な対応を求めること等を骨子とする「安倍政権の集団的自衛権行使決定に対する糾弾決議」が全会一致で採択された。

1 背景及び経緯

2014年7月1日、安倍晋三内閣総理大臣が臨時閣議を開き、集団的自衛権の行使容認を柱とする憲法解釈の変更を閣議決定した。これに対して韓国外交部報道官は同日、「朝鮮半島の安全保障及び我々の国益に影響を及ぼす事案に関しては、我々の要請及び同意がない限り、容認することはできない」と述べ、集団的自衛権の行使容認は、過去に起因する周辺諸国の懸念を解消しつつ、域内の平和と安寧に寄与する方向でなされるべきとする立場を表明した。

次いで、韓国国会北東アジア歴史歪曲対策特別委員会（以下「北東アジア委員会」という。）は7月4日の委員会において、集団的自衛権の行使容認問題に関する公聴会を開くとともに、与野党の委員会幹事（日本の筆頭理事に相当）が文案を作成し、各委員の意見を取りまとめた「安倍政権の集団的自衛権行使決定に対する糾弾決議案」を上程した。委員会の審査では質問が出ることもなく直ちに議決され、7月7日に同委員長を提出者として本会議に送られた。

また、国会外交統一委員会も7月11日の委員会において、同委員会に提出された3件の類似決議案を与野党の委員会幹事が協議して取りまとめた「日本政府の憲法解釈変更を通じた集団的自衛権行使容認の決定に対する糾弾決議案」を上程した。同決議案は、国連憲章の敵国条項への言及がなく、国際社会と連帯して集団的自衛権の行使容認に反対し続けることを宣言している点等が北東アジア委員会案と異なるが、その他は概ね同じ内容である。委員会の審査では、安倍政権に批判的な日本の国会議員との交流を強化すべきとの意見が出た以外には、質問が出ることもなく直ちに議決され、7月14日に同委員長を提出者として本会議に送られた。

その後、セウォル号特別法をめぐる与野党の対立から国会の空転が続き、9月26日に野党欠席のままでも本会議を開くことにしたが、結局、採決を行わないまま散会した。これについて国会報道官は、決議案の採決を行わなかった理由について、「(集団的自衛権及び河野談話検証に関する決議案は) 与野党合意の超党派で決議されるべきものであり、与党のみで採決された場合、相手国の歪曲と誹謗を招くおそれがあった」ためであると発表した。9月30日に改めて与野党が出席して開かれた本会議では、外交統一委員会案は採決せず、北東アジア委員会案のみを採決し、全会一致で採択され

た（以下筆者翻訳。[]内は筆者による補足。）。

2 決議の全文

主文

大韓民国国会は、日本政府が6月20日に慰安婦被害者に対して強制性を認めた河野談話の精神を毀損する目的で、これに対する検証結果を発表したのに続き、わずか10日後の7月1日、日本の交戦権及び武力使用を禁じた平和憲法について、適切な憲法改正手続も経ず、便宜的な憲法解釈の変更を通じて集団的自衛権の行使容認を決定し、露骨に軍事大国化の野望を露わにしている安倍政権の相次ぐ挑発に対して深い憂慮と強い遺憾の意を表する。

国連憲章第53条の敵国条項の規定により、依然として戦犯国である日本が過去に対する徹底した贖罪及び真心のこもった反省はおろか、むしろ戦犯を参拝し、歴史教科書を歪曲し、慰安婦問題の責任を回避し、我が領土である独島〔竹島の韓国名〕に対する領土主権を侵害する行為をためらわない状況において、日本政府が集団的自衛権を行使することは、大韓民国国会として到底容認することができない措置であるという点から、次のとおり決議する。

1. 大韓民国国会は、日本政府及び安倍政権が過去の侵略行為に対する真心からの謝罪及び反省がないまま、軍事的野望を露わにし、かつての軍国主義に回帰するために集団的自衛権の行使容認を決定したことに対し、強く糾弾する。
2. 大韓民国国会は、国連憲章第53条の規定により、依然として戦犯国である日本が侵略戦争の事実を認め、これに対する真心からの贖罪と謝罪を通じて過去の歴史に起因する周辺諸国の疑念と懸念を解消しない限り、日本の集団的自衛権の行使を絶対に容認することはできないことをはっきりと確認する。
3. 大韓民国国会は、日本政府及び安倍政権がドイツの歴代首相の事例を教訓とし、靖国神社に合祀されている戦犯に対する参拝及び美化を中止し、侵略戦争の被害国及び被害者に対して真心からの謝罪と国家的責任を果たすよう強く求める。
4. 政府に対しては、日本の集団的自衛権行使容認の決定に対して強硬に反対し、抗議する意思を伝え、我が国の安全保障と国益に影響を及ぼす事案については、我が政府の同意がなければ、いかなる場合であっても自衛隊が朝鮮半島に進入することはできないことを明らかにし、これについていかなる疑念の余地も生じないあらゆる外交的努力を総動員して強く要求し、確実に要求を貫徹するよう求める。

参考文献(インターネット情報は2014年10月21日現在である。)

- ・외교부 「외교부 “일본 집단자위권, 전가의 보도 아니다”
<<http://korea.kr/policy/diplomacyView.do?newsId=148780805>>
- ・「아베 정권의 집단적 자위권 행사 결정에 대한 규탄 결의안」
<http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_W1Z4U0X7T0O3W2A1C3A4G4F7T0R6F5>
- ・「일본 정부의 헌법 해석 변경을 통한 집단적 자위권 행사 용인 결정에 대한 규탄 결의안(대안)」<http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_C1M4W0W7W1S1V1H0D2Z8V5Z3M6L4X7>
- ・국회대변인실「9.26. 본회의 관련 설명자료」<http://www.assembly.go.kr/common/download.do?fid=bodo2&a.bbs_num=38304&file_num=25652&fpath=Bodo>